



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

上場会社名 株式会社スクロール
代表者 代表取締役会長 堀田 守
(コード番号 8005)
問合せ先責任者 経営統括部経営企画課長 鈴木 康晴
(TEL 053-464-1114)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり監査等委員会設置会社への移行に係る「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 27 日開催予定の第 75 期定時株主総会（以下「第 75 期株主総会」）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

当社は、平成 28 年 3 月 15 日に第 75 期株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行を決定した旨開示しております。同日に開催された当社取締役会におきましては、取締役会の監督機能の向上をはかり、経営の効率性を高め、当社グループのさらなる企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的に監査等委員会設置社に移行することを決議しており、今般の決議はこれを受け、第 75 期株主総会への付議を決定したものになります。

2. 定款変更の内容

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要となる、監査等委員である取締役および監査等委員会に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。また、併せて、会社法第 399 条の 13 第 6 項に基づき取締役会の決議をもって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります
- (2) 上記のほか、条数等の変更ならびに体裁等の軽微な変更を行うものであります。
(詳細は別紙参照)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 27 日（予定）

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第5条 (条文省略)</p> <p>第6条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) (条文省略)</p> <p>第7条～第9条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第10条 (総会招集の時期) (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(総会の招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長又は取締役社長に事故、欠員又はさしつかえあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条 (現行どおり)</p> <p>第7条 (単元株式数) (現行どおり)</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第11条 (株主総会招集の時期) (現行どおり)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (株主総会の招集権者及び議長) 株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長及び取締役社長に事故、欠員又はさしつかえあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (削 除)</p> <p>第18条 (員 数)</p> <p>1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く) は、7名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

<p>(選任方法) 第19条 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 (選任方法) 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期) 1. 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役) 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(「報酬等」)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
--	--

<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第28条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(員 数)</u> 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第30条 1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u> 第31条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> 第29条 (監査等委員会) <u>監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>第30条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p>(報酬等)</p> <p><u>第33条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(責任免除)</p> <p><u>第36条 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第37条 当社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第38条～第39条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第32条～第33条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p><u>第34条</u> (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p><u>第41条～第44条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第35条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p><u>当社は、第75期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上